日本私立学校振興・共済事業団広報誌

# 月報私学

2026
11
VOL.347

PDF版月報私学






光幼保園では、動と静の調和からぬくもりのある感性を育てることを掲げています。木をふんだんに使って円形に作られた園舎の中は、広々としていて、大らかでゆったりとした心の持ち主に育ってほしい、という願いが込められています。園舎の南側と北側に広がる園庭には、走り回ることができるスペースや立体的な遊びの仕掛けがあり、楽しみが詰まった空間となっています。

写真提供　学校法人光幼稚園　認定こども園光幼保園（島根県出雲市）

## CONTENTS

2 私立幼稚園の財務状況《令和６年度決算集計》
4 シリーズ学校訪問記 ―未来に向かってー 第22回
地域課題をＡＩで解決する教育プログラム～産学連携ＰＢＬによる人材育成～
6 若手・女性研究者奨励金　受賞者の今
8 連載㊽　魅力あふれる学校づくりを目指して　新園舎で、これからの幼児教育を考える
9 掛金等調整制度の手続き／特定減額特例対象者の資格取得（令和８年10月１日実施）
10 ジェネリック医薬品差額通知書を12月中旬に送付します／年金等給付の標準報酬月額の上限改正（今後の予定）
11 療養・育児・介護で報酬が急減した加入者にかかる標準報酬月額の特例改定制度が始まります（令和９年１月から）
12 被扶養者認定申請事例（父母の認定）
13 高齢受給者にかかる高額療養費（外来年間合算）／限度額適用認定証の更新（継続）手続き／ガーデンパレスの年末年始期間の営業
14 INFORMATION
16 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

日本私立学校振興・共済事業団

# 私立幼稚園の財務状況《令和６年度決算集計》

私学経営情報センター　私学情報室

私学事業団では、昨年度実施した「令和７年度学校法人基礎調査」及び「令和７年度学校法人等基礎調査」を基に６年度決算データを集計し、７年度版「今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）」と「今日の私学財政（専修学校・各種学校編）」を８月に刊行しました。

毎年、「学校法人基礎調査」等にご協力いただいている皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

集計結果に基づき、幼稚園の財務状況について概略を説明します。

## 園児数は減少、幼稚園数は増加

### ◉園児数と幼稚園数（表１）

文部科学省の「学校基本調査」によると私立・国立・公立を合わせた６年度の園児数は、認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）を含めると161万６千人となり、２年度の183万８千人から22万１千人減少しています。また、幼稚園数については、認定こども園の増加により、306園増加しています。

## 幼稚園法人の約４割は基本金組入前当年度収支差額がマイナス

### ◉収支状況（表２・３）

事業活動収支計算書（１法人当たりの金額）より、２年度と６年度を比較すると、収入の部では、補助金が2957万円増加し、事業活動収入は2462万円増加しています。支出の部では、人件費が2290万円増加、経費も946万円増加し、事業活動支出は3185万円増加しています。

事業活動支出の増加額に対して、事業活動収入の増加額が下回ったため、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出）は減少しています。

６年度に基本金組入前当年度収支差額がマイナスの幼稚園法人数は1913法人で、集計法人の約４割となっています。経営状況の目安となる基本金組入前当年度収支差額をプラスへ移行させる方策を検討し、実行していくことが今後の課題といえます。

### ◉財政状態（表４）

貸借対照表（１法人当たりの金額）より、２年度と６年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が3577万円、特定資産が860万円、流動資産が2925万円それぞれ増加し、資産の部は増加しています。

表１　園児数と幼稚園数　（単位：人、園）

| 区　分 | 令和２年度 | 令和６年度 | 差引 |
|---|---|---|---|
| 園児数 | 1,837,509 | 1,616,218 | △ 221,291 |
| 私立 | 1,592,188 | 1,425,880 | △ 166,308 |
| 国立 | 5,114 | 4,163 | △ 951 |
| 公立 | 240,207 | 186,175 | △ 54,032 |
| 幼稚園数 | 15,545 | 15,851 | 306 |
| 私立 | 11,411 | 12,255 | 844 |
| 国立 | 49 | 48 | △ 1 |
| 公立 | 4,085 | 3,548 | △ 537 |

注　1. 文部科学省「学校基本調査」より。
2. 認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）を含む。

表２　事業活動収支計算書（１法人当たりの金額）　（単位：千円）

| 区　分 | | 令和２年度 金額 | 令和２年度 構成比率 | 令和６年度 金額 | 令和６年度 構成比率 | 差引 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入の部 | 学生生徒等納付金 | 53,639 | 26.1% | 43,867 | 19.1% | △ 9,772 |
| | 補助金 | 124,467 | 60.7% | 154,035 | 67.0% | 29,568 |
| | その他 | 27,094 | 13.2% | 31,921 | 13.9% | 4,827 |
| | 事業活動収入 | 205,200 | 100.0% | 229,823 | 100.0% | 24,623 |
| 支出の部 | 人件費 | 121,548 | 59.2% | 144,444 | 62.9% | 22,896 |
| | 経費 | 59,891 | 29.2% | 69,347 | 30.2% | 9,456 |
| | その他 | 2,910 | 1.4% | 2,411 | 1.0% | △ 499 |
| | 事業活動支出 | 184,349 | 89.8% | 216,202 | 94.1% | 31,853 |
| 基本金組入前当年度収支差額 | | 20,851 | 10.2% | 13,621 | 5.9% | △ 7,230 |
| 基本金組入額 | | △ 22,115 | △ 10.8% | △ 18,897 | △ 8.2% | 3,218 |
| 当年度収支差額 | | △ 1,264 | △ 0.6% | △ 5,276 | △ 2.3% | △ 4,012 |

注　表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

表３　基本金組入前当年度収支差額がマイナスの法人数

| 年　度 | 集計法人数（A） | 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの法人 法人数（B） | 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの法人 割合（B/A） |
|---|---|---|---|
| 2 | 4,880 | 1,393 | 28.5% |
| 3 | 4,878 | 1,683 | 34.5% |
| 4 | 4,780 | 1,985 | 41.5% |
| 5 | 4,683 | 2,002 | 42.8% |
| 6 | 4,574 | 1,913 | 41.8% |

表４　貸借対照表（１法人当たりの金額）　（単位：千円）

| 区　分 | | 令和２年度 金額 | 令和２年度 構成比率 | 令和６年度 金額 | 令和６年度 構成比率 | 差引 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | 有形固定資産 | 479,933 | 63.4% | 515,698 | 61.3% | 35,765 |
| | 特定資産 | 63,617 | 8.4% | 72,217 | 8.6% | 8,600 |
| | その他の固定資産 | 32,769 | 4.3% | 43,890 | 5.2% | 11,121 |
| | 流動資産 | 180,368 | 23.8% | 209,614 | 24.9% | 29,246 |
| | 資産合計 | 756,687 | 100.0% | 841,414 | 100.0% | 84,727 |
| 負債及び純資産の部 | 固定負債 | 56,208 | 7.4% | 60,419 | 7.2% | 4,212 |
| | 流動負債 | 27,640 | 3.7% | 28,296 | 3.4% | 656 |
| | 基本金 | 685,163 | 90.5% | 775,385 | 92.2% | 90,222 |
| | 繰越収支差額 | △ 12,323 | △ 1.6% | △ 22,685 | △ 2.7% | △ 10,363 |
| | 負債・純資産合計 | 756,687 | 100.0% | 841,414 | 100.0% | 84,727 |

注　表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

構成比率を見ると、有形固定資産が2・1ポイント減少して61・3％となっており、施設・設備投資を控え、資産を特定資産や現金預金として内部留保していることがうかがえます。

負債及び純資産の部では、固定負債、流動負債及び基本金の金額がいずれも増加しています。

## 主要財務比率で財務分析を

### ◉都道府県別財務比率（表５）

最後に、学校法人が設置する幼稚園部門について、事業活動収支計算書関係比率の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、経営状況を見るための事業活動収支差額比率を都道府県ごとにまとめました。

各財務比率の見方のポイントは「今日の私学財政」に掲載していますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください。

**問い合わせ先**（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03（3230）7846～7848
✉center@shigaku.go.jp

**表５　都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）**

| 区分 | 部門数 | | 学生生徒等納付金比率 | | 補助金比率 | | 人件費比率 | | 人件費依存率 | | 教育研究(管理)経費比率 | | 事業活動収支差額比率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和２年度 | 令和６年度 | 令和２年度 | 令和６年度 | 令和２年度 | 令和６年度 | 令和２年度 | 令和６年度 | 令和２年度 | 令和６年度 | 令和２年度 | 令和６年度 | 令和２年度 | 令和６年度 |
| | 園 | 園 | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 北海道 | 368 | 440 | 8.7 | 6.6 | 82.5 | 85.5 | 63.3 | 69.7 | 726.3 | 1,056.6 | 27.1 | 27.8 | 13.9 | 4.4 |
| 青森 | 98 | 92 | 7.8 | 5.4 | 84.7 | 86.6 | 65.7 | 69.8 | 836.7 | 1,302.3 | 26.0 | 27.0 | 10.9 | 4.8 |
| 岩手 | 75 | 79 | 11.0 | 4.8 | 77.4 | 83.8 | 65.0 | 67.8 | 587.9 | 1,425.6 | 29.7 | 28.4 | 6.0 | 6.6 |
| 宮城 | 149 | 135 | 32.4 | 18.3 | 55.8 | 70.5 | 61.1 | 65.5 | 188.5 | 357.2 | 31.9 | 33.0 | 10.4 | 1.4 |
| 秋田 | 61 | 59 | 9.8 | 7.9 | 81.6 | 83.9 | 66.8 | 74.1 | 684.5 | 941.8 | 27.4 | 28.0 | 6.8 | △2.4 |
| 山形 | 80 | 69 | 11.3 | 7.6 | 77.9 | 83.9 | 64.5 | 68.5 | 568.9 | 906.8 | 29.9 | 31.3 | 9.3 | 3.1 |
| 福島 | 123 | 139 | 19.4 | 14.2 | 67.9 | 74.4 | 59.9 | 63.6 | 309.2 | 447.2 | 32.7 | 34.2 | 9.1 | 6.1 |
| 茨城 | 185 | 177 | 12.0 | 8.2 | 77.2 | 79.9 | 62.6 | 65.0 | 522.2 | 796.8 | 28.4 | 28.4 | 10.2 | 9.7 |
| 栃木 | 167 | 166 | 16.5 | 11.0 | 77.2 | 82.2 | 62.1 | 66.1 | 375.7 | 603.7 | 28.2 | 28.5 | 14.1 | 5.5 |
| 群馬 | 110 | 77 | 11.5 | 9.5 | 82.6 | 83.5 | 65.7 | 67.5 | 570.0 | 710.7 | 29.4 | 30.2 | 12.2 | 4.0 |
| 埼玉 | 501 | 501 | 38.1 | 27.2 | 46.0 | 55.0 | 62.0 | 65.2 | 162.7 | 239.7 | 34.0 | 35.2 | 5.0 | 3.1 |
| 千葉 | 380 | 316 | 38.7 | 26.9 | 48.3 | 59.0 | 62.6 | 64.5 | 161.9 | 239.5 | 31.1 | 32.0 | 7.1 | 4.0 |
| 東京 | 541 | 547 | 44.1 | 31.7 | 42.2 | 51.3 | 63.0 | 64.5 | 142.9 | 203.4 | 30.1 | 32.9 | 7.7 | 6.8 |
| 神奈川 | 536 | 512 | 32.0 | 21.2 | 56.4 | 64.8 | 61.0 | 63.3 | 190.8 | 297.9 | 29.3 | 29.9 | 10.4 | 7.4 |
| 新潟 | 97 | 109 | 10.4 | 8.0 | 82.6 | 84.1 | 66.0 | 67.8 | 633.1 | 844.1 | 27.5 | 27.3 | 10.9 | 5.0 |
| 富山 | 46 | 34 | 11.4 | 8.7 | 81.9 | 85.1 | 62.8 | 67.4 | 549.8 | 779.4 | 31.5 | 33.8 | 7.9 | △1.8 |
| 石川 | 58 | 40 | 21.5 | 13.5 | 74.5 | 78.6 | 60.4 | 66.6 | 281.0 | 491.9 | 28.2 | 32.0 | 16.7 | 7.0 |
| 福井 | 26 | 29 | 11.2 | 11.9 | 79.4 | 78.3 | 60.5 | 63.7 | 541.9 | 534.2 | 30.6 | 30.4 | 8.4 | 5.6 |
| 山梨 | 55 | 54 | 14.8 | 11.8 | 75.9 | 78.5 | 61.2 | 66.5 | 413.8 | 565.1 | 28.6 | 28.8 | 14.6 | 11.4 |
| 長野 | 85 | 85 | 19.6 | 13.3 | 71.0 | 78.1 | 62.4 | 67.3 | 318.3 | 507.5 | 29.3 | 29.5 | 12.3 | 4.5 |
| 岐阜 | 93 | 83 | 42.5 | 36.6 | 46.8 | 52.7 | 62.1 | 65.7 | 146.1 | 179.5 | 30.4 | 32.6 | 8.8 | 2.7 |
| 静岡 | 218 | 200 | 27.4 | 15.8 | 63.2 | 74.0 | 63.9 | 67.7 | 233.6 | 428.5 | 31.7 | 30.9 | 8.2 | 2.1 |
| 愛知 | 385 | 386 | 38.8 | 28.9 | 49.8 | 59.9 | 61.2 | 63.2 | 157.9 | 219.0 | 30.6 | 30.5 | 9.4 | 6.7 |
| 三重 | 60 | 56 | 28.1 | 27.1 | 58.4 | 59.3 | 60.2 | 63.5 | 214.6 | 234.1 | 31.1 | 32.2 | 8.7 | 4.4 |
| 滋賀 | 26 | 29 | 21.3 | 17.0 | 71.3 | 72.8 | 67.7 | 69.6 | 317.1 | 410.5 | 27.9 | 28.9 | 5.9 | 3.7 |
| 京都 | 143 | 138 | 42.5 | 35.5 | 43.5 | 48.0 | 64.9 | 70.0 | 152.6 | 197.5 | 33.8 | 35.9 | 2.3 | △4.5 |
| 大阪 | 376 | 378 | 33.5 | 27.4 | 53.0 | 59.1 | 60.3 | 62.2 | 180.0 | 227.1 | 33.1 | 34.2 | 7.4 | 4.7 |
| 兵庫 | 213 | 213 | 32.1 | 28.9 | 54.8 | 57.0 | 60.2 | 64.9 | 187.6 | 224.3 | 31.0 | 30.8 | 10.3 | 5.1 |
| 奈良 | 41 | 49 | 50.4 | 35.8 | 37.3 | 54.8 | 64.9 | 64.8 | 128.7 | 181.1 | 32.7 | 33.1 | 2.4 | 4.3 |
| 和歌山 | 37 | 34 | 25.6 | 24.3 | 63.1 | 64.0 | 64.2 | 66.9 | 250.3 | 275.2 | 28.9 | 30.3 | 6.6 | 3.0 |
| 鳥取 | 25 | 27 | 13.2 | 6.4 | 73.9 | 83.3 | 71.2 | 72.2 | 539.3 | 1,132.9 | 28.9 | 28.8 | 0.2 | △0.9 |
| 島根 | 8 | 9 | 8.6 | 8.5 | 88.1 | 87.0 | 59.9 | 69.0 | 697.8 | 809.6 | 30.6 | 25.9 | 27.7 | 4.9 |
| 岡山 | 36 | 36 | 20.8 | 13.9 | 65.7 | 69.5 | 59.7 | 63.7 | 286.7 | 459.7 | 27.4 | 27.3 | 12.4 | 14.3 |
| 広島 | 197 | 148 | 25.7 | 13.8 | 63.4 | 74.9 | 61.2 | 64.9 | 238.2 | 469.7 | 29.8 | 29.6 | 11.6 | 6.8 |
| 山口 | 103 | 79 | 13.1 | 9.3 | 75.8 | 81.3 | 62.3 | 66.8 | 474.9 | 719.6 | 27.4 | 28.7 | 14.6 | 7.6 |
| 徳島 | 10 | 9 | 30.3 | 19.5 | 60.2 | 68.0 | 66.2 | 75.4 | 218.9 | 386.7 | 26.7 | 27.3 | 7.1 | △2.0 |
| 香川 | 33 | 33 | 20.1 | 14.5 | 68.9 | 73.1 | 58.7 | 63.5 | 291.8 | 437.8 | 29.2 | 29.8 | 11.9 | 7.3 |
| 愛媛 | 75 | 70 | 18.2 | 15.5 | 71.3 | 72.8 | 59.4 | 64.8 | 326.1 | 419.2 | 30.0 | 30.1 | 12.9 | 4.7 |
| 高知 | 28 | 26 | 12.8 | 9.5 | 81.9 | 81.8 | 68.5 | 66.5 | 535.1 | 698.3 | 26.8 | 29.8 | 14.2 | 3.7 |
| 福岡 | 335 | 301 | 35.2 | 22.3 | 55.0 | 65.1 | 56.4 | 60.2 | 160.0 | 270.5 | 30.7 | 32.4 | 15.4 | 9.2 |
| 佐賀 | 79 | 82 | 11.7 | 8.8 | 80.8 | 84.2 | 63.1 | 65.8 | 541.3 | 748.8 | 27.1 | 27.3 | 10.1 | 8.6 |
| 長崎 | 106 | 83 | 9.8 | 7.9 | 81.9 | 84.1 | 61.8 | 68.9 | 629.2 | 870.4 | 26.7 | 27.6 | 17.1 | 7.1 |
| 熊本 | 97 | 96 | 11.1 | 10.1 | 84.3 | 85.5 | 65.3 | 67.1 | 587.4 | 667.1 | 24.2 | 24.5 | 14.1 | 12.3 |
| 大分 | 59 | 57 | 16.2 | 7.2 | 75.0 | 84.1 | 62.1 | 66.5 | 382.6 | 927.0 | 27.2 | 25.6 | 14.2 | 9.1 |
| 宮崎 | 97 | 82 | 7.5 | 4.9 | 83.7 | 86.1 | 62.6 | 64.9 | 832.5 | 1,320.6 | 25.9 | 25.9 | 11.1 | 8.5 |
| 鹿児島 | 128 | 123 | 11.6 | 9.5 | 78.6 | 80.9 | 63.7 | 67.9 | 548.4 | 715.6 | 24.8 | 24.9 | 11.0 | 7.1 |
| 沖縄 | 36 | 25 | 20.3 | 12.7 | 66.8 | 75.6 | 62.2 | 67.9 | 305.9 | 533.4 | 31.1 | 31.0 | 12.5 | △2.6 |
| 全国 | 6,785 | 6,512 | 28.0 | 20.0 | 60.8 | 67.7 | 62.0 | 65.3 | 221.0 | 325.5 | 30.1 | 30.9 | 9.8 | 5.5 |

**注**　部門数は『今日の私学財政』で集計した学校法人が設置する幼稚園数である。
(参考)　学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／経常収入
補助金比率：補助金／事業活動収入
人件費比率：人件費／経常収入
人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金
教育研究(管理)経費比率：(教育研究経費＋管理経費)／経常収入
事業活動収支差額比率：基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入

シリーズ
学校訪問記
－未来に向かって－
第22回

# 地域課題をＡＩで解決する教育プログラム
## ～産学連携ＰＢＬによる人材育成～

学校法人久留米工業大学　久留米工業大学

### ◉久留米工業大学について

久留米工業大学は福岡県久留米市に所在し、西鉄天神大牟田線久留米駅からバスで約20分のところに広大なキャンパスがあります。



久留米工業大学のキャンパス

昭和33年に学校法人久留米工業学園として設置認可がされ、昭和41年に久留米工業学園短期大学が設置されました。昭和51年に法人名称を学校法人久留米工業大学へと改称し、久留米工業大学工学部を設置し現在に至ります。令和８年５月１日現在、機械システム工学科、交通機械工学科、建築・設備工学科、情報ネットワーク工学科、教育創造工学科の５学科を設置し、約１２００人の学生が在籍しています。

「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神に掲げ、「『知・情・意』の調和のとれた実践的教育」を教育理念としています。この理念は、単に専門知識を教授するだけではなく、現実の社会課題を解決する力、多様な人々と協働する力、そして豊かな人間性を備えた人材を育てることを目指しています。

### ◉全学的ＡＩ教育の導入とＡＩ応用研究所の設置について

ＡＩ教育・研究については、当初、情報ネットワーク工学科を中心に、機械学習や画像処理に関する教育・研究を一部で実施していました。しかし、Society5.0やＤＸの進展に伴い、あらゆる分野でＡＩ活用が求められるようになり、今後さらなるＡＩ人材不足が予想されることから、「ＡＩを使える技術者」の育成が急務であると考えました。

そこで、約１年間かけて、教育内容を検討し、２年度から、単にＡＩのプログラミングを教えるのではなく、「地域課題をＡＩで解決する」という実践的教育へと教育内容を発展させるとともに、情報系学生に限らず、全学生を対象としました。

カリキュラムは、文部科学省のＡＩ戦略や数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラムのモデルカリキュラムを参考に検討し、４年度には、九州の私立大学で唯一、文部科学省の数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度「MDASH Advanced Literacy+（プラス）」に認定されました。

また、２年４月から、学部横断的に教育・研究・地域連携を推進する体制を整備するために、ＡＩ応用研究所を設置しました。

### ◉６年一貫課題解決型ＡＩ教育プログラムについて

久留米工業大学では、学部１年次のＡＩ基礎教育を起点として、大学２年次から大学院まで、継続的に地域課題解決型のＰＢＬ（Project Based Learning）を経験できる６年一貫のカリキュラムが体系化されています。全学必修科目であるＡＩ概論（学部１年生後期）とＡＩ活用演習（学部２年生前期）がこのＡＩ教育プログラムの中核をなしています。特に、工学系学生が社会実装を行う際に不可欠となる実践的プログラミングに重点を置いた教育が特長です。これにより、学生は単なる知識の修得に留まらず、実際にＡＩ技術を駆使して課題を解決するためのＡＩ基礎力、すなわちＡＩを使って課題を発見する力、ＡＩを設計する力、ＡＩを社会実装する力を修得することができます。

ＰＢＬは、学部２年次前期のＡＩ実践プロジェクトⅠから始まり、ＡＩ実践プロジェクトⅡ・Ⅲ、ものづくり実践プロジェクト、そして４年次の卒業研究、さらに大学院研究や企業との共同研究へと段階的に高度化し、６年一貫課題解決型ＡＩ教育プログラムとして構築されました。これにより、学生自身が、興味や専門分野に応じた地域課題解決に取り組み、ＰＢＬを通して専門領域でのＡＩ応用技術への理解を深めることができます。

### ◉ＰＢＬの取り組みについて

ＰＢＬで取り組む課題は、ＡＩ応用研究所に寄せられた地域の企業や自治体からの技術相談を基に、継続テーマと新規テーマのバランスを考慮しながら、半期のＰＢＬ期間内に一定の成果やプロトタイプの構築が見込める課題を選定しています。

ＰＢＬ開始当初は、久留米・筑後地域の課題に取り組んでいましたが、最近では、京都府亀岡市や長崎県五島市の遠隔地域からも相談が寄せられ、対象地域が広がっています。京都府亀岡市では、「骨格検出ＡＩによる万願寺トウガラシ認識システムの開発」、長崎県五島市では、「訪問介護インシデント報告書作成支援」について取り組みました。

ＰＢＬのテーマ数は、開始初年度で

ある３年度は６テーマ、４年度は10テーマ、５年度、６年度は14テーマ、７年度は16テーマと年々増加しています。毎年度開催するＰＢＬ成果発表会では、それぞれのテーマごとに実際に取り組んだ学生が、課題の内容、その課題に対する解決内容や利用技術について発表しています。



PBL 成果発表会の様子

### ◉大学院「高度ＡＩコーオプ実践」の設置について

６年度から大学院において高度ＡＩコーオプ実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを新設しました。これは、ＰＢＬを通して修得したＡＩ応用技術や情報技術を生かして企業の課題解決に有償で取り組むコーオプ教育（Cooperative Education）のしくみを導入しています。

この制度により、学生は企業の実務的な課題解決に取り組み、その業務の対価として給与を受けながら、専門性や実践力を高めることができます。経済的理由から大学院進学をためらっていた学生にとっても、進学を後押しするしくみとなっています。また、人材採用に苦戦している中小企業にとっては、専門知識を持つ大学院生との協働を通して、課題解決に取り組むことができるため、「実装に向けた即戦力として期待できる」等、企業側からも高い評価を得ています。

今後もこのような経済的な価値を伴う産学連携を継続し、地域全体の活性化に繋げていきたいと考えています。

### ◉ＰＢＬが育む課題解決力と協働力がもたらす社会人力について

ＰＢＬを経験した学生に対し、ＰＢＬ前後の自己評価についてアンケートを実施したところ、主体性・協働力・課題解決能力・コミュニケーション能力・自己肯定感等の向上が確認できました。また、学生から「自分で課題を考えられるようになった」等前向きな声も聞こえるようになりました。

現実の課題に取り組み、解決策を導き、それが社会から評価されるという体験は、理論学習では得ることのできないことであり、学生を大きく成長させています。

### ◉メタバース・ラボの活用について

多様な参加者との協働を円滑に進めるために、時間と場所の制約を超える場として６年度に久留米工業大学独自の３次元仮想空間「メタバース・ラボ」を構築し、ＰＢＬに連携する企業や自治体のラボブースを設置しました。メタバース・ラボを活用することにより、遠隔地にいる参加者とも、従来のオンライン会議とは異なる臨場感を持ってコミュニケーションを取ることができるようになりました。

６年度、７年度には、このラボ内でＰＢＬの課題説明会を開催しました。参加者からは、「リアクションが簡単にできて遠隔会議以上に会議に参加している感覚があった」等好評でした。また、８年度にはオープンキャンパスを実施し、参加者から好評価を得ています。

この新しいインフラの導入は、学生や社会人が先端技術に触れながら共同学修する機会を提供できるため、今後も積極的に活用していくことを考えています。

### ◉今後の展望について

学生募集については、ＡＩ教育を前面に打ち出したことにより、ＡＩを学びたいという志望理由の学生が徐々に増えてきています。まだまだ「工学＝ものづくり」という印象を持たれがちですが、「人を支える工学」であることを積極的に発信し、今以上に久留米工業大学でＡＩを学びたいという学生が増えるようにしていきたいと考えています。また、女子高校生向けのイベントやＡＩ体験講座にも力を入れ、女子の入学者数も増やしていきたいと思っています。

卒業後の進路については、共同研究先へ就職した学生やＡＩエンジニアとして活躍している学生もいます。これまで以上に、久留米工業大学で学んだ学生が、地元に就職していけたらと考えています。そのために、今後は、久留米工業大学が掲げる『AI Well-being』の考え方、すなわちＡＩを単なる効率化の道具としてではなく、人や地域の幸福に貢献する技術として活用する教育をさらに発展させていくつもりです。

今後は、久留米・筑後地域にとどまらず、異なる地域の大学や自治体との連携を進め、それぞれの地域課題とＡＩ活用の知見を共有しながら、ともに解決に取り組むネットワークを構築したいと考えています。

一方で、ＡＩだけで課題を解決することはできません。大切なのは、学生自身が社会の中から問いを立て、その問いを解決するためにどのような技術が必要なのか、そしてＡＩをどこで、どのように活用すべきなのかを考えることです。取材を通して、ＡＩが当たり前になる時代だからこそ、ＡＩを使う力だけでなく、「問いを立て、考え、社会に実装する力」を育てる教育を、これからも久留米工業大学で実践していくという強い意思を感じることができました。

【取材】私学経営情報センター

# 若手・女性研究者奨励金受賞者の今

私学事業団では、私立大学の教育・研究の次世代の担い手となる人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を交付しています。
本シリーズでは、過年度の受賞者の皆様の今をお届けしています。

## 2023年度 若手研究者奨励金受賞

**［研究課題］**
**膵固有細菌叢と腸内細菌、合併症との関連性の解析**

**平井　隆仁　先生**
**（昭和医科大学医学部　准教授）**



**Profile**（ひらい　たかひと）
2011年昭和大学卒業（医学博士）消化器・肝胆膵外科医として、膵切除後膵液瘻と細菌叢・バイオフィルムの関連を研究。現在は総合・救急診療科へ異動し、臨床業務と並行して同研究を継続している。

**――本奨励金はどのように役立ちましたか。**

私は消化器外科医として、膵頭十二指腸切除術後の重篤な合併症である膵液瘻に、細菌がどのように関与するかを研究してきました。着想は臨床現場で得たものの、膵組織や便検体の細菌叢を調べるシーケンス解析には費用がかかり、予備データを得られないことが大きな壁でした。奨励金により初期症例の解析や検体採取に必要な物品を整備でき、膵組織内の細菌を検討する第一歩を踏み出すことができました。

**――本奨励金の受賞をきっかけに、研究環境等に変化はありましたか。**

最も大きな変化は、資金面に加え、研究の可能性を第三者に認めていただけたことです。個人的な疑問として捉えられがちだったテーマが、取り組む価値のある研究として周囲にも共有されました。後輩医師や学内の協力者が加わり、臨床検体・データの収集、シークエンサーによる解析、走査電子顕微鏡による観察を連携して進める体制が整いました。多忙な診療の中で、当直明けにも研究を手伝ってくれた後輩の存在は大きな支えでした。

**――研究者として成長（ステップアップ）できたことを教えてください。**

臨床上の疑問を検証可能な仮説に変え、研究計画を立て、得られたデータを学会や研究費申請で説明する一連の過程を経験できたことです。外科医として診療するだけでなく、目の前の問題を将来の患者さんの治療改善につなげることも臨床医の役割だと実感しました。また、研究を他分野の研究者に伝え、協力を得る力も身についたと考えています。

**――奨励金で実施した研究経験が現在の研究につながっている点や、別の研究費補助獲得の基礎となった等の事例があれば教えてください。**

初期解析では膵組織内の細菌を同定し、膵液瘻を生じた症例では細菌叢の構成が異なる可能性を見いだしました。さらに、抜去したドレーン内部を観察し、細菌付着やバイオフィルム形成を確認しました。これらの予備データを基礎として、２０２４年度科学研究費助成事業の若手研究に採択されました。現在は、蓄積した症例の培養データ解析と、ドレーン先端の走査電子顕微鏡による検討へ研究を拡大しています。奨励金が、探索研究から次の競争的研究費、そしてより大きな臨床研究へ進む橋渡しとなりました。

**――今後の抱負をお聞かせください。**

膵液瘻の発症や重症化に細菌叢とバイオフィルムが関与する機序を明らかにし、合併症の予測、ドレーン管理、バイオフィルムを抑制する手術材料や治療法の開発につなげたいと考えています。現在は総合・救急診療科へ異動しましたが、外科で始めた本研究は現在も継続しています。外科、感染症、総合診療、救急という複数の視点を生かし、臨床現場で生じる疑問を研究に変え、患者さんに還元できる研究を続けてまいります。

**――本奨励金について、後に続く研究者に伝えたいことはありますか。**

本奨励金は、完成した研究に対する褒賞ではなく、研究を次の段階へ進めるための「出発点」だと思います。日常の診療や教育と研究を両立する中では、成果が出ず、自信を失う時期もあります。しかし、最初の小さなデータが研究の説得力を高め、新しい協力者や次の研究費につながります。完璧な環境が整うのを待たず、臨床で抱いた疑問を大切にして、一歩を踏み出していただきたいと思います。

**――ご支援いただいた寄付者の皆様へメッセージをお願いします。**

研究の初期段階は成果が保証されず、公的研究費を得るための予備データさえ準備できないことがあります。皆様からのご支援は、研究費としてだけでなく、「この研究を進めてよい」という大きな励ましになりました。いただいた機会を、手術合併症に苦しむ患者さんを一人でも減らす成果へ結びつけることが、私たちの責務です。将来の医療の可能性に投資してくださった寄付者の皆様に、心より感謝申し上げます。



手術の様子（平井先生（右））

## 2023年度 女性研究者奨励金受賞

【研究課題】

### 社会との関係構築における補完としての難民の高等教育の役割

蔦木　文湖　先生
（創価大学平和問題研究所　助教）



**Profile**（つたき　ふみこ）

ヨーロッパ、特にドイツにおける移民の社会統合政策と多文化社会の問題、日本を含む各国の難民の高等教育の役割を研究。大学・短大、研究所で非常勤の講師や研究員を務め、2022年より現職。

**―本奨励金はどのように役立ちましたか。**

2022年に現職に就くまでは、いくつかの大学・短大、研究所で、非常勤の講師や研究員を務めておりました。その間、出産・育児によって研究に力を注げない時期もあり、けっして順調ではなかったものの、堅実に研究活動を続けてまいりました。本奨励金は、このような経歴の私にとって、新たな研究課題へ一歩を踏み出す大きな心の支えと推進力になりました。特に女性研究者奨励金が年齢制限を設けていないことは、過去の実績やブランクにとらわれず、現在の研究課題が持つ独創性や価値を純粋に評価していただけるという大きな希望となりました。

**―本奨励金の受賞をきっかけに、研究環境等に変化はありましたか。**

それまでのドイツを中心とする移民・難民問題の研究をベースとしつつ、新たに「難民の高等教育支援」という時宜（じぎ）にかなったテーマへ思い切って取り組むための基盤が整いました。ロシアによるウクライナ侵攻以降、日本でも大学等での避難民受け入れが身近な課題となる中、自身の研究の社会的意義を再確認し、着実に業績を積み上げることができ、勤務している研究所の難民研究講座でも中心的な役割を果たすことにつながりました。

**―研究者として成長（ステップアップ）できたことを教えてください。**

本奨励金の受賞によって、自信をもってインタビュー調査や共同研究にも挑戦するなど、いっそう積極的に研究に取り組むことができました。これにより、難民を「社会に貢献する主体」へと捉え直す視点を得たこと、難民受け入れに高等教育が「補完的なルート」として機能する可能性を提示できたことは、自身の視野を広げ、独自の課題設定能力を高める契機となりました。難民支援の先進国であるドイツ、カナダ、トルコ、そして日本を比較し、難民の高等教育支援の歴史的・政策的意義を明らかにする研究を大きく進めることができました。

**―奨励金で実施した研究経験が現在の研究につながっている点や、別の研究費補助獲得の基礎となった等の事例があれば教えてください。**

この受給期間中に着実に実績を積み重ね、研究を発展させられたことが土台となり、今年度、本研究を進展させた研究課題で科学研究費助成事業（以下「科研費」といいます）を獲得することができました。適切な時期にいただいた適切なご支援が、現在のキャリアに直結しています。

**―今後の抱負をお聞かせください。**

今後は、本奨励金で基礎を築き、科研費の獲得によって発展の機会を得た研究をさらに深化させてまいります。

来年度には、ドイツとウィーンに短期調査に赴く予定です。多様な難民受け入れのあり方と高等教育の果たす役割を国際比較から明らかにし、持続可能な共生社会のモデルを提示することを目指します。学術分野のみならず社会全体に対して有意義な還元ができるよう、今後も研究活動に邁進する所存です。

**―本奨励金について、後に続く研究者に伝えたいことはありますか。**

ライフイベントによる研究の停滞やブランクがあっても、現在の研究の価値と独創性、そして将来の可能性を評価し応援してくださるのが、本奨励金だと感じております。年齢や環境にとらわれず、ご自身の研究の社会的意義を信じて挑戦してください。皆様の研究活動が実り多きものとなることを心より願っております。

**―ご支援いただいた寄付者の皆様へメッセージをお願いします。**

寄付企業の皆様、支援者の皆様、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。皆様のご支援は、さまざまなライフイベントに直面する女性研究者が、社会に貢献する研究を継続し、発展させる大きな力となっております。多角的な視点から温かく研究を支えてくださるご厚意に、深く感謝申し上げます。



共同研究に関する意見交換の様子（蔦木先生（左））



**若手・女性研究者奨励金は、皆様の寄付によって成り立つ取り組みです。**
**ぜひ、未来をつくる若手・女性研究者のために、皆様の思いとともにご協力をお願いします。**

**問い合わせ先**（私学振興事業本部）
助成部　寄付金課
☎03（3230）7316・7319
✉ kifukin@shigaku.go.jp

連載83

魅力あふれる学校づくりを目指して

# 新園舎で、これからの幼児教育を考える

学校法人光幼稚園　理事長
認定こども園光幼保園　園　長
西谷　正文

## ◉新園舎の建設

６年前、私学事業団の融資を利用して、新園舎が完成しました。新型コロナウイルスの感染が拡大している頃で、完成が予定より２か月遅れました。多くの方々の努力によって何とか完成にこぎつけ、この園舎で園児も職員も楽しく毎日を過ごしています。

園舎とホールは丸い形をしています。これは、ルドルフ・シュタイナーの「自然界に直線は存在しない」という考えに共感したからです。直線でできた都会のビルには、ほっと一息つくことができるように、曲線でできた部屋が作られている、と耳にしたことがあります。直線ばかりに囲まれていると、人は委縮し、疲れてしまうのではないでしょうか。



園庭の手押しポンプで水遊び

園舎の周囲には田んぼや畑がありますが、区画は人工的に作られています。窓越しに見える山には、風力発電用の風車が何基も建っています。乳幼児期のこどもたちには、人工的なものより、曲線の多い自然を直に感じて欲しいと思っています。

園庭にもこだわりました。井戸水を汲み上げる手押しポンプを設置して、こどもたちが自由に水遊びできるようにしました。業者の方からは、「10年前に近くで井戸を掘ったけれど、10メートル掘っても水が出なかった。ここもきっと出ないだろう」と言われました。それでも説得して掘っていただいた結果、５・５メートル掘ったところから水が出てきました。

創立70周年を記念する行事はコロナによりできませんでしたが、植栽やパーゴラ（日陰棚）作りを記念事業とし、海砂と川砂の２種類の砂場と井戸水で、園児は夢中になって遊んでいます。

## ◉幼小の連携・接続

数年前から、園児が主体的に夢中になって遊ぶ姿を求めながら研修を進めてきました。それがアプローチカリキュラムにつながっています。昨年度、島根県の幼小連携・接続のための推進市として出雲市が指定され、市内では、本園が位置している中学校区が指定されました。この中学校区には公立の小学校が３校、幼児教育施設としては公立の幼稚園が１園、そして私立の認定こども園としての本園があります。

今回の指定を受けて、昨年度から架け橋期のカリキュラム作成のために、それぞれのアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを持ち寄り、協議を続けてきました。昨年度末には、中学校区としての「架け橋期のカリキュラム」が出来上がりました。今年度はこのカリキュラムをベースにして、幼児教育と小学校教育を進めているところです。秋には本園での公開保育を予定しています。

この活動により、近くの小学校との関わりが、これまでより、一層密接になってきました。夏休みには３日かけて、小学校の先生方が全員、園の保育に関わってくださいました。単に見学するのではなく、一人ひとり別々のクラスに入って、園の職員と一緒になって園児に関わっていただき、その日の保育の中での気づきを担任と共有しました。９月には本園の年長担任が、小学校１年生の授業に関わりました。この授業に関わる活動は、２年前から実施しています。この活動がこどもたちの成長のために、少しでも有効な事業になるよう、今後も幼小の関わりを深めていきたいと考えています。

## ◉気づきネットワーク

この夏も、いくつかの研修を受けました。どの研修も刺激的で、深い学びがありました。その一つに、「気づきネットワーク」があります。これは「集中ネットワーク」と「『ぼーっと』ネットワーク」のバランスを切り替えることで、創造的思考のネットワークが育つというもので、小学校に上がるまでに築くことが大切だということでした。集中して遊び込むことはもちろん大切なことですが、時には「ぼーっとする」時間も、脳の発達のためには重要だ、ということです。これは大人にも言えることです。私は、辰濃和男著『ぼんやりの時間』（岩波新書）を時々開いています。ぼんやりが脳を休めてくれます。ネットワークのスイッチをオン、オフすることで、こどもたちの柔らかい脳は成長し、大人の硬直した脳も刺激を受けるのです。

現在、幼児教育に関する三つの要領・指針の改訂が進められているとのことです。頭を柔らかくして、こどもたちとの毎日の生活を、もっと楽しんでいきたいと考えています。

西谷　正文（にしたに　まさふみ）
平成９年に園長　平成19年に理事長に就任し　現在に至る

## 掛金等調整制度の手続き

業務部　掛金課

掛金等調整制度（これまでは「保険料調整制度」という名称でご案内していました）は、新たに加入者となる短時間労働者の掛金等負担を軽減するために、令和８年10月１日より新たに導入された制度です。学校法人等が私学事業団に申し出てから通算３年間の掛金等について適用されます。学校法人等には加入者にかかる軽減分を一時的に負担していただきますが、一定期間経過後に掛金等の異動減額で調整するため、最終的に学校法人等が納付する掛金等が折半負担額を超えることはありません。また、加入者が将来受け取る年金額にも影響はありません。

なお、賞与等にかかる掛金等は対象外です。

### 対象となる学校法人等

①施行日（８年10月１日）以降、任意特定学校法人等（通常加入者が50人以下の学校法人等が労使の合意を得て、短時間労働者を私学共済制度に適用させる）となった学校法人等

**注**　８年９月30日以前に任意特定学校法人等となった学校法人等は対象外

②学校法人等の規模要件の段階的引き下げ（※）に伴い、短時間労働者が新たに加入対象となった学校法人等

※　現在「50人を超える」とされている学校法人等の規模要件が令和９年10月から段階的に引き下げられます。

**特定学校法人等の規模要件**

| | |
|---|---|
| 現在 | 51人以上 |
| ９年10月から | 36人以上 |
| 11年10月から | 21人以上 |
| 14年10月から | 11人以上 |
| 17年10月から | 学校法人等の規模要件の撤廃 |

### 対象となる加入者

標準報酬月額が12万６０００円以下の短時間労働加入者

### 期間及び増加負担割合（掛金等調整額）

加入者の負担軽減による学校法人等の増加負担割合は、対象となる加入者の標準報酬月額により異なります。制度利用３年目に増加負担割合は半減します。

**学校法人等負担分の増加負担割合**

| 標準報酬月額 | １・２年目 | ３年目 |
|---|---|---|
| 88,000円 | 25/100 | 12.5/100 |
| 98,000円 | 20/100 | 10/100 |
| 104,000円 | 14/100 | 7/100 |
| 110,000円 | 9/100 | 4.5/100 |
| 118,000円 | 5/100 | 2.5/100 |
| 126,000円 | 2/100 | 1/100 |

### 手続き

掛金等調整制度を利用するためには、学校法人等が本制度の利用が可能となった日から２年が経過した日が属する月の前月までに、学校法人等から私学事業団へ本制度を開始する旨の申し出が必要です。なお、**学校ごとではなく、学校法人等全体での申し出となることに注意してください。**

また、８年10月１日から９年９月30日までの間は、施行日以降に任意特定学校法人等となった場合のみ申し出ることができます。

申し出る際は、次の申出書等に記入のうえ、任意特定学校法人等になると同時に本制度を申し出る学校法人等は①と②を、②を提出したあと、本制度のみ申し出る学校法人等は①を提出してください。

**◉提出書類**

①「掛金等調整（開始・停止解除）申出書DL」

②「【任意】特定学校法人等該当届書DL」

**注**　②は同一の学校法人等が設置する学校（学校番号）ごとに作成する必要があります。

制度についての詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼資格と掛金等▼掛金等とは▼掛金等調整制度〕をご覧ください。

## 特定減額特例対象者の資格取得（令和８年10月１日実施）

業務部　資格課

８月号及び「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大と保険料調整制度の創設について」（８年９月１日付け私共資第１６１号）ですでにお知らせしているとおり、最低賃金法第７条（最低賃金の減額特例）の適用を受ける短時間労働者のうち、月額の賃金が８万８０００円未満の人（「特定減額特例対象者」といいます）は、原則として資格取得の対象となりませんが、新たに特例規定が設けられ、**対象者本人が学校法人等を通して申し出る**ことで、任意で短時間労働加入者として資格取得が可能となりました。

**◉任意資格取得の手続き方法**

「資格取得報告書（短時間労働加入者用）DL」に「特定減額特例対象者資格取得申出書DL」を添付して学校法人等経由で提出してください。

なお、この手続きにより加入者になった人は、申し出により資格喪失をすることが可能です。その場合は、「資格喪失報告書DL」に「特定減額特例対象者資格喪失申出書DL」を添付して提出してください。

詳細は、私学共済ホームページ〔短時間労働加入者にかかる手続き〕をご覧ください。



DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。
短時間労働加入者にかかる手続き　https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/shikaku/kanyusya/kanyusya_02/detail/kanyusya_02_02.html

# ジェネリック医薬品差額通知書を12月中旬に送付します

## ～対象者への配付をお願いします～

業務部　短期給付課

患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を目的として、「ジェネリック医薬品差額通知書」（以下「差額通知」といいます）を、学校法人等宛てに送付します。

通知対象となる加入者等へ配付をお願いします。

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることで、医療機関や調剤薬局の窓口で支払う加入者等の自己負担額及び私学事業団が負担する医療費が軽減されます。これまで差額通知の実施により、使用率・医療費削減額において大きな効果がありました。ジェネリック医薬品の使用促進のため、ご協力をお願いします。

### 実施内容

令和８年３月～８月の間に先発医薬品を処方され服用している加入者及びその被扶養者（※）のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人に対し、どのくらい薬代が軽減できるかをお知らせします。

※　任意継続加入者及びその被扶養者は除きます。

**◉通知の対象とならない人**

・がんや精神疾患等の疾病及び風邪などの短期的な処方に使用される薬を服用している人
・ジェネリック医薬品が存在しない薬を服用している人
・すでにジェネリック医薬品を処方されている人

### 送付方法・送付先

**加入者及び被扶養者ごとに個別封筒で、親展扱いとして所属する学校法人等へ送付します。**

個別封筒には、差額通知とリーフレットを封入しています。

**◉配付のお願い**

・学校法人等から加入者へ個別封筒を渡してください。
・被扶養者分の個別封筒も学校法人等から加入者に渡してください。

なお、個別封筒は親展扱いとなっていますので、開封せずに必ず被扶養者（未成年者は除きます）へ渡すよう、加入者に周知してください。

### 送付の時期

８年12月中旬

### ジェネリック医薬品の使用率と差額通知の効果（医療費削減額）

差額通知開始後の本事業団におけるジェネリック医薬品の使用率は、平成27年度実施時の58・１％から令和７年度末には89・４％と順調に増加しています。

また、その効果として、本事業団が負担する医療費は、７年１月～８年３月診療分の累計で約４億３０８４万円の削減となりました。今後も引き続きご協力をお願いします。

### ジェネリック医薬品を利用するには

ジェネリック医薬品を希望する場合は、まず医師又は薬剤師に相談してください。ただし、現在すべての先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。また、治療上の必要性からジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

### ジェネリック医薬品お願いカード

医療機関や調剤薬局の窓口で「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示することで、ジェネリック医薬品を希望する意思表示をすることもできます。

「ジェネリック医薬品お願いカード」は、私学共済ホームページ［私学共済事業のご案内▼短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼ジェネリック医薬品とは］からダウンロードできます。ぜひ利用してください。

# 年金等給付の標準報酬月額の上限改正（今後の予定）

業務部　資格課

本誌令和７年８月号でお知らせしましたが、年金等給付にかかる標準報酬月額の上限（現行65万円）は負担能力に応じた負担を求める観点から、次のとおり段階的に引き上げられます。

| 引き上げ時期 | 上限額 |
|---|---|
| 令和９年９月 | 68万円 |
| 令和10年９月 | 71万円 |
| 令和11年９月 | 75万円 |

必要に応じて、学校法人等での予算措置やシステム改修等の対応をお願いします。

# 療養・育児・介護で報酬が急減した加入者にかかる標準報酬月額の特例改定制度が始まります（令和９年１月から）

業務部　資格課

加入者の標準報酬月額の改定は、通常は固定的給与の変動や給与体系の変更等があったときに、その変動した月以後３か月間の報酬の平均が、現在の標準報酬月額よりも２等級以上の増減があったときに学校法人等から届け出をし、４か月目から新たな標準報酬月額が適用されます（随時改定）。このたび、令和８年７月31日付けで厚生労働省より「療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の保険者算定の特例について」が通知され、私学事業団においても特例措置を実施することとなりました。

## 特例改定とは

療養、育児又は介護（以下「療養等」といいます）と仕事の両立を目指し、本人と職場の合意のもと勤務時間の短縮や時間外労働の抑制などの就労調整を行った結果、報酬が急減した場合、一定の要件を満たすときは、標準報酬月額の改定をすることができます。**固定的給与の変動等がない場合であっても改定が可能です。**療養等と仕事を両立する加入者は、通常の随時改定によらず、より速やかに現状に合わせた標準報酬月額へ改定することができます。

なお、就労調整が終了又は縮小したときも改定する必要があります。

## 特例改定の対象となる加入者

次の①～③のすべてに該当するときに対象となります。

①療養等と仕事を両立するため、本人と職場の合意により就労調整が行われていること

②当該就労調整により報酬が急減し急減後の報酬を基にした標準報酬月額が現に確認されている標準報酬月額と比べて２等級以上低下し、かつその状態が３か月以上続くことがあらかじめ見込まれること

③特例改定を行うことについて対象者が書面で同意していること

## 標準報酬月額の改定月

随時改定より２か月早く改定されます。

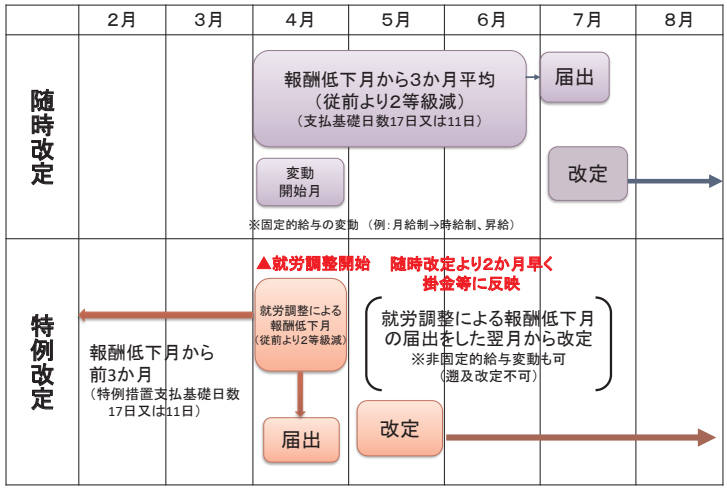
**◉報酬が減少したとき**

療養等を理由に就労調整をし、報酬が減少した初月の報酬を基礎として、**届け出があった月の翌月**から改定

**◉報酬が増加したとき**

療養等を理由とした就労調整が終了又は縮小したことにより**報酬が増加した月の翌月**から改定（固定的給与の変動がない場合であっても改定）

随時改定と特例改定のイメージ




## 届出の方法

**◉報酬が減少したとき**

「標準報酬月額改定届書（特例改定用）DL」及び「療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う標準報酬月額の保険者算定の特例に係る申立書兼同意書DL」を提出

**◉報酬が増加したとき**

「標準報酬月額改定届書（特例改定用）DL」を提出

改定届出用紙等は、準備ができ次第私学共済ホームページの様式用紙等ダウンロードコーナーに掲載します。

## 特例改定における留意事項

・報酬が減少した初月にすべて休業している場合は「療養等と仕事の両立」には該当しないため、特例対象となりません。

・報酬が減少した場合における支払基礎日数には、所定労働日数に変更がなければ就労調整により勤務しなかった日を含めることができます。

・加入期間が報酬減となった初月を含めて３か月未満の人は、本特例改定の対象となりません。

・改定届書を提出する際に届出内容の事実を確認できる書類の添付は不要ですが、本事業団から確認書類の提出をお願いすることがあります。

・特例改定をしたあとに通常の随時改定に該当する場合は、随時改定の届け出が必要です。また、毎年実施する定時決定も届け出対象となります。

・特例改定により標準報酬月額を改定すると、将来の年金給付や標準報酬月額を算定に用いる短期給付等に影響が生じる可能性があります。

特例改定についての詳細は、12月に送付する通知文及び私学共済ホームページでお知らせしますので、ご覧ください。

# 被扶養者認定申請事例（父母の認定）

業務部　資格課

被扶養者の認定申請は、新たに加入者となる人に被扶養者の要件を備える人がいるとき又は新たに被扶養者の要件を備える人ができたときから**5日以内**に私学事業団に申請してください。

なお、5日を過ぎた場合でも**30日以内に届け出があれば、その事実が生じた日が認定日**となります。30日以内に提出がないときは、その届け出を本事業団で受理した日（又は発信日）が認定日となります。

**Q1**　父（65歳）が令和8年12月31日で会社を退職します。退職後、父の収入は年間２００万円の年金のみとなります。また、健康保険の任意継続はせず国民健康保険に加入します。父は１８０万円以上の収入があるので、私の被扶養者になれないと思いますが、これまで父の被扶養者になっていた母（60歳）を私の被扶養者にできますか。母は年金や他の収入はありません。

私の年収は６００万円で、両親とは別居していますが、月に10万円仕送りをしています。

**A1**　父は配偶者である母を優先して扶養すべき立場にあるため、父の収入や健康保険の加入状況を確認したうえで、主として加入者の収入により生計を維持されている場合に限り、父の退職を事由として次の①～③を確認することで母のみ被扶養者として認定できます。

①父は退職後、健康保険の任意継続はせず、国民健康保険に加入する。

②母は60歳以上だが、年金を受けておらず他の収入もない。

③父母ともに60歳以上の場合、世帯収入限度額は３６０万円である。この事例の父母の世帯収入は２００万円。また、父母の世帯収入が加入者の年収より少ない。

**◉必要な添付書類**

・加入者及び母の戸籍謄本
・父の国民健康保険の資格確認書等の写し
・父の離職票の写し又は退職証明書
・母の最新の所得（非課税）証明書
・母が公的年金を受給していない理由
・父の退職後の年金額が確認できる最新の年金改定通知書の写し
・母を被扶養者とする具体的な理由書

**◉ポイント**

親を被扶養者とする場合は、父母双方の収入や生計維持状況等を確認し、総合的に判断します。

**Q2**　私と同居している母（58歳・国民健康保険加入）は、父が亡くなってから遺族厚生年金を年間１００万円受給しており、他に収入はありません。

母を私の被扶養者にできますか。

**A2**　母の収入や健康保険の状況を確認のうえ、主として加入者の収入により生計を維持されている場合に限り、母を被扶養者として認定できます。母が60歳未満の場合は収入限度額が１３０万円となり、年金以外の収入がないか確認する証明書類も必要です。

**◉必要な添付書類**

・加入者及び母の戸籍謄本
・母の遺族厚生年金の最新の年金改定通知書の写し
・母の最新の非課税証明書
・母の国民健康保険の資格確認書等の写し
・母を被扶養者とする具体的な理由書

**◉ポイント**

被扶養者の収入は、給与、年金、事業収入、不動産収入などが含まれ、年間収入が収入限度額未満であることが条件です。

**Q3**　父（66歳・国民健康保険加入）は年間２８０万円の年金を受給しています。母（58歳）は最近仕事を退職し、退職前は勤務先の健康保険に加入していました。現在はパート勤務で国民健康保険に加入しています。母の収入はパート収入のみで年間60万円です。母を私の被扶養者にできますか。

**A3**　A1に示したように、父は配偶者である母を優先して扶養すべき立場にあります。２人の年収がそれぞれに適用される収入限度額（父は１８０万円、母は１３０万円）の合算額３１０万円を超えないことが要件となります。この事例の父母の合算額は３４０万円となりますので、母を被扶養者として認定できません。

**◉ポイント**

父母の一方が収入限度額を下回っていても、**２人の年収の合算額が、それぞれに適用される収入限度額の合算額を上回っていれば一方のみを被扶養者認定することはできません。**

また、「主として加入者の収入により生計を維持されている」ことが扶養の要件ですので、**父母の年収の合算額が加入者の年収を超えない**ことも要件となります。

**被扶養者となれる収入要件（年収）**

| 収入 | 60歳未満 | 60歳以上 |
|---|---|---|
| 給与等の収入がある（事業所得、老齢・退職・遺族の年金を含みます） | 130万円未満（配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満） | 180万円未満 |
| 上記の他、年金障害の年金を受けている | 180万円未満 | 180万円未満 |

## 高齢受給者にかかる高額療養費（外来年間合算）

業務部　短期給付課

高齢受給者にかかる「高額療養費（外来年間合算）」を算定するための一斉計算を、次のとおり実施します。

### ◉一斉計算の対象となる人

次のいずれにも該当する人が対象となります。

- 高齢受給者（70歳～74歳）のうち、令和８年７月31日時点で、所得区分が「一般所得者」及び「低所得者」である加入者及び被扶養者
- 計算期間である７年８月１日～８年７月31日を通して私学共済制度の加入者又は被扶養者である人

### ◉手続き及び支給方法

計算は、私学事業団で自動的に行いますので、原則、**請求手続きは必要ありません。**計算の結果「高額療養費（外来年間合算）」の支給対象となる人には、11月下旬（予定）に、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）通知及び支給します。

### ◉請求手続きが必要となる人

８年７月31日時点で加入者又は被扶養者でない人や、計算期間中に私学共済制度以外の健康保険に加入した期間がある人は、請求手続きが必要です。

手続き等については、私学共済ホームページ［私学共済事業のご案内▼短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼高額療養費］をご覧ください。

## 限度額適用認定証の更新（継続）手続き

業務部　短期給付課

限度額適用認定証の交付を受けている人が、有効期限後も引き続き限度額適用認定証を必要とする場合は、次の更新（継続）手続きをしてください。

なお、マイナ保険証で受診する場合は、限度額適用認定証は不要です。

### ◉更新（継続）の手続き

「限度額適用認定申請書DL」にある「継続」の文字を○で囲み、必要事項を記入のうえ、有効期限の２週間前を目途に、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）、私学事業団に提出してください。

### ◉令和８年12月31日に有効期限を迎える人の事前更新（継続）の手続き

限度額適用認定証を年内に交付できるよう、**例外的に11月４日（水）から事前受付を行います。**

「限度額適用認定申請書DL」の**右上余白に朱書きで「事前継続」**と明記してください。ただし、年内に発送できるのは、12月４日（金）受付分までとなります。

## ガーデンパレスの年末年始期間の営業

ガーデンパレスは、年末年始も休まず営業します。宿泊予約は、各ガーデンパレスへお電話いただくか、ホームページからお申し込みください。

| ガーデンパレス名 | 営業状況 |
|---|---|
| 札幌ガーデンパレス<br>☎011(261)5311 | ●中華レストラン：12月28日～１月１日は休業（１月２日11:30から通常営業） |
| 仙台ガーデンパレス<br>☎022(299)6211 | ●通常営業 |
| 東京ガーデンパレス<br>☎03(3813)6211 | ●洋食レストラン：12月29日～１月11日は年末年始特別メニュー<br>●和食堂：１月１日～７日は正月特別メニュー |
| 名古屋ガーデンパレス<br>☎052(957)1022 | ●洋食レストラン：12月26日・28日～１月２日の夕食は年末年始特別メニュー<br>12月26日・28日～１月２日は21時までの営業（ラストオーダーは20時）<br>12月27日・１月３日は朝食のみ営業<br>●和食堂：12月26日～１月３日は年末年始特別メニュー<br>12月26日～１月３日は21時までの営業（ラストオーダーは20時）<br>**注**　12月28日は臨時営業 |
| 京都ガーデンパレス<br>☎075(411)0111 | ●洋食レストラン：12月31日昼～１月４日朝は年末年始特別メニュー |
| 大阪ガーデンパレス<br>☎06(6396)6211 | ●洋食レストラン：１月１日～４日朝は正月特別メニュー<br>●和食堂：12月31日～１月３日は年末年始特別メニュー |
| 広島ガーデンパレス<br>☎082(262)1122 | ●通常営業 |
| 福岡ガーデンパレス<br>☎092(713)1112 | ●通常営業 |

おせち料理の販売…札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島の各ガーデンパレスでは、数量限定でおせち料理の販売を行っています。詳しくはホームページをご覧いただくか、電話で各ガーデンパレスにお問い合わせください。

**共済業務**

**共済事業本部**
〒113－8441
東京都文京区湯島１－７－５
☎03(3813)5321（代表）

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 年内の手続き書類の受け付け及び処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。以下の予定は、書類等に不備がなく処理された場合を前提としています。

また、私学事業団の年内の業務は**12月28日（月）**までです。余裕をもって書類等を提出してください。

**●資格関係**

- 資格確認書等の交付や、資格関係の確認通知書は、**12月14日（月）受付分**までを**12月25日（金）**に発送する予定です。
- 資格取得や資格喪失による掛金等は、**12月21日（月）受付分**までを、12月分掛金等の調定（１月送付分）に反映する予定です。

**【業務部　資格課】**

**●短期給付関係**

- 短期給付関係の請求は、**11月27日（金）受付分**までを目途に年内に送金する予定です。なお、給付金の種類によっては年内に送金できない場合があります。

**【業務部　短期給付課】**

**●貸付関係**

- **年内最終送金〈12月22日（火）〉の貸付け申し込みは、11月30日（月）締め切りです。**締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は祝日（振替休日）のときは繰り上がりますので注意してください。

**【福祉部　貸付・貸付課】**

## 子ども・子育て拠出金の納付対象基準額が決定しました

令和８年の定時決定による基準額は191万円（前年188万円）となりました。10月調定時に加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計が191万円以上となる学校法人等には、８年10月分から９年９月分までの間、掛金等と併せて子ども・子育て拠出金を通知しますので納付してください。なお、上記基準額未満の学校法人等も、申請による納付が可能です。詳細は掛金係までお問い合わせください。

**【業務部　掛金課】**

## 積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

後期加入申込期間は、積立共済年金・共済定期保険ともに11月２日（月）～30日（月）です。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。

**【福祉部　貸付・貸付課】**

## 被扶養者再審査・加入者資格等検認の提出期限

被扶養者の再審査（東日本ブロックのみ）の回答書と、加入者資格等の検認（東日本・西日本両ブロック）の結果報告書の提出期限は、**11月６日（金）必着**です。

被扶養者再審査回答書が未提出の場合、生計維持関係がすでに失われているとみなして、職務権限により被扶養者を取り消しますので注意してください。

**【業務部　資格課】**

## 貸付けの申込締め切り日に注意してください

８年12月２日（水）送金分は11月13日（金）が申込締め切り日となります。

締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は祝日（振休）のときは繰り上がりますので注意してください。

また、提出書類が不備の場合、返送となり、希望する送金日の審査ができないことがあります。

締め切り日に余裕をもって提出してください。

**【福祉部　貸付・貸付課】**

## 11 月の共済業務スケジュール

| | |
|---|---|
| ２日(月) | 貸付　送金 |
| | 掛金等　９月調定納期限 |
| ６日(金) | 貸付　10月分定期償還期限 |
| ９日(月) | アイリスプラン　年金コース加入申込締め切り |
| 10日(火) | 貯金　払込期限（必着） |
| 13日(金) | 貸付　12月２日送金申し込み・任意償還申出締め切り |
| 20日(金) | 貯金　送金 |
| 24日(火) | 貸付　送金 |
| 25日(水) | 貯金　払戻・解約請求締め切り |
| | 積立共済年金　脱退申出等締め切り |
| 30日(月) | 掛金等　10月調定納期限 |
| | 掛金等　10月調定口座振替（自振校のみ） |
| | 貸付　11月分定期償還口座振替(自振校のみ) |
| | 貸付　12月22日送金申し込み締め切り |
| | 積立共済年金・共済定期保険　後期加入申し込み締め切り |

## 12 月の共済業務スケジュール

| | |
|---|---|
| ２日(水) | 貸付　送金 |
| ４日(金) | アイリスプラン　医療・日常事故コース加入申込締め切り |
| ６日(日) | 貸付　11月分定期償還期限 |
| 10日(木) | 貯金　払込期限（必着） |
| 15日(火) | 貸付　１月４日送金申し込み・任意償還申出締め切り |

# INFORMATION

## お見舞い

令和８年台風第25号に伴う災害により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。私学事業団では、被害を受けられた学校等並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様を全力で支援してまいります。

被害を受けられた皆様の安全と、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

## ホームページ及びメールサーバー休止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ（https://www.shigaku.go.jp/）」、「私学振興事業本部（助成業務）ページ」、「学校法人向け情報システム（学校法人ポータルサイト、ｅ－マネージャ等）」、「私立学校寄付金ポータルサイト」及び「大学ポートレート（私学版）」は、**令和８年11月20日（金）17時45分から11月24日（火）９時00分まで休止**します。

また、メールサーバー（私学振興事業本部）も休止しますので、私学振興事業本部宛てに送信したメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

**注**　「私学共済ホームページ」は通常どおり閲覧が可能です。

**助成業務**

**私学振興事業本部**
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

学　術　若手・女性

### 2025年度「学術研究振興資金 学術研究報告」及び「若手・女性研究者奨励金 研究レポート」ホームページ掲載のご案内

2025年度に交付した「学術研究振興資金」及び「若手・女性研究者奨励金」の研究課題について、実績報告を取りまとめ、それぞれ「2025年度 学術研究振興資金 学術研究報告」、「2025年度 若手・女性研究者奨励金 研究レポート」として、ホームページに掲載しました。

**●私学事業団ホームページ**

〔助成業務のご案内▶学術研究振興資金▶2025年度 学術研究振興資金 学術研究報告〕

〔助成業務のご案内▶若手・女性研究者奨励金▶若手・女性研究者奨励金 研究レポート〕

**【助成部　寄付金課】**
☎03（3230）7319・7320
✉kifukin@shigaku.go.jp

補助金

### 私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和８年11月は、「専任教職員・非常勤教員福利厚生費調査票」、「研究旅費支出調査票」等について掲載する予定です。調査票は締め切り日までに必ずご提出ください。

**【助成部　補助金課】**
☎03（3230）7300～7314
✉hojokin@shigaku.go.jp

経営支援

### 「特色ある教育・経営の取組みを行う私立学校の事例集」をご活用ください

平成30年度より、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、事例集をホームページで紹介しています。

特色ある教育や経営を行う私立学校の実例をコンパクトにまとめていますので、各学校法人で改革を実施する際の参考としてご活用ください。

**●私学事業団ホームページ**

〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶特色ある教育・経営の取組みを行う私立学校の事例集〕

**【私学経営情報センター　私学情報室】**
☎03（3230）7849～7851
✉center@shigaku.go.jp

# 宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。
https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html

## 名古屋ガーデンパレス

〒460-0003　名古屋市中区錦３-11-13　☎052(957)1022(代表)
JR「名古屋」駅から地下鉄桜通線「丸の内」駅下車、５番出口から徒歩５分。地下鉄東山線「栄」駅下車、１番出口から徒歩５分　https://www.hotelgp-nagoya.com/

### 年末年始特別宿泊プラン（１泊２食）

名古屋ガーデンパレスを拠点に、清洲城、犬山城、岐阜城など、豊臣秀吉・秀長兄弟ゆかりの地を訪ねてみませんか。戦国の歴史に触れる旅をお楽しみください。

**１泊２食（１名様）　18,000円～**

取扱期間：令和８年12月26日～９年１月３日
夕食は年末年始にふさわしい特別料理をご用意します。
朝食は和洋バイキングです。


夕食イメージ

## 軽井沢　すずかる荘

〒389-0111　長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607　☎0267(45)7311
北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から徒歩10分

### 平日お日にち限定プラン（１泊２食）

ベーシックプランにワンコイン（500円）をプラスするだけで、夕食内容のグレードアップ＋ワンドリンクサービスが付くお得なプランです。

**２名１室／１名様　13,000円～**

取扱期間：令和８年11月16日以降の施設が指定した平日
**注**　別途、宿泊税がかかる場合があります。
**注**　１名１室でご利用の場合は、1,000円割り増しとなります。


夕食イメージ

# 融資事業のご案内

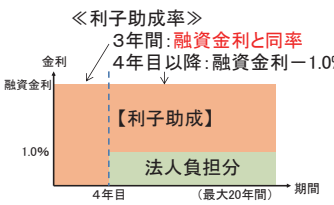
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

## 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

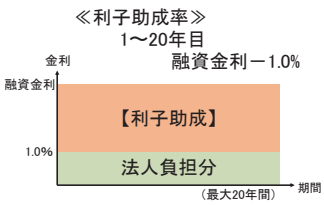
旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。
利子助成は二つのパターンがあります。

〔イメージ図〕

パターン①




パターン②




・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
・融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の４年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和８年10月現在）

| 主な事業内容 | 返済期間（据置年数含む） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 30年以内 | 20年以内 | 10年以内 | ６年以内 |
| 校（園）舎などの建築・用地取得 | 年％ 4.20 | 年％ 3.70 | 年％ 3.00 | 年％ 2.70 |
| 寄宿舎などの建築・用地取得 | 4.30 | 3.80 | 3.10 | — |
| 園バスや備品などの購入 | — | — | 3.00 | (5.5年以内) 2.50 |

・返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

**問い合わせ先（私学振興事業本部）**
融資部融資課　☎03(3230)7862～7864、7866～7868
✉ yushi@shigaku.go.jp

月報私学　11月号（VOL.347）令和８年11月１日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見１-10-12　☎03(3230)7810・7811(企画室)
（禁無断転載）
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。